

令和7年9月18日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文

東京都情報公開条例第39条第4項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年7月29日付7主総総第429号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

## 別紙

「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」  
について

### 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

なお、本評価書案で評価される事務の内訳は、別表に記載のとおりである。これらの事務は、令和9年1月に更新される次期税務総合支援システム（以下「本システム」という。）を使用する。

### 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課徴収に関する事務（以下「本件事務」という。）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生に関して考慮すべきリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

#### 1 委託の取扱いについて

- (1) 本件事務は数百万人の納税義務者の情報を取り扱う可能性があり、大規模な業務と言えることに鑑みると、これを委託により管理することは妥当と考えられる。一方、委託は情報漏えい等のリスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要である。
- (2) 本件事務については、受託者及び再委託先（以下「受託者等」という。）への管理監督は適正であり、リスクが軽減されていることが確認できた。
- (3) 他方、他の自治体の税務事務において、受託者等からの情報の漏えい等が発生していることから、納税義務者の不安を払拭するために、引き続き厳格かつ的確な管理監督に努めること。
- (4) 不動産取得税等の情報処理業務委託においては、受託者が本システムの端末を使用し、入力作業を行うこととなるが、受託者の使用するユーザ I

Dの設定に際しては、受託業務を行う上での必要最小限の権限のみ付与し、当該IDを使用する期間のみ有効とするなど、受託者におけるリスクを軽減させるための措置を講じている。引き続きアクセス権限の打鍵テストを行い、権限設定を確実に行うなど、適正な安全管理に努めること。

- (5) 都税事務所では、執務スペースの一部を受託者に貸与し、業務を一部委託しているが、受託業務の従事者には作業場所への私物の持込みを禁止し、当該従事者が本システムを使用する際には必要最小限の閲覧権限のみ付与するなど、適切な安全管理措置を講じている。引き続き受託者の厳格な管理監督に努めること。
- (6) 自動車税賦課事務では、本システムへ申告データを取り込むに当たって、外部記録媒体を使用し、受託者等が用意する場所にて取り込み作業を行っている。受託者等におけるリスク対策として、作業場所である運用拠点への入室に際しては、ICカード及び静脈認証を必要とし、許可のない情報処理機器類の持込みを禁止するなど、厳重な安全管理措置を講じている。引き続き受託者等に対して実地調査を行うなど、厳格な管理監督に努めること。
- (7) 都税事務所等で保管されている文書等については、主税局独自で運搬・溶解処理委託を行っているが、廃棄文書の運搬車両に都職員が同乗することや、溶解場所に搬入した廃棄文書は、他の場所に一時保管することなく直ちに溶解処理を開始し、その日のうちに処理を終えること等、適切に安全管理措置が講じられている。引き続き運搬・溶解処理における適正な管理監督に努めること。

## 2 市町村からの情報取得について

固定資産税（土地・家屋）の賦課事務等では、評価を行う家屋に係る登記申請書等の情報を多摩地域の市町村から紙媒体で入手している。入手に当たっては、都税事務所の職員が庁有車を使用して各市町村に赴き、受け取った申請書等は鞆に収納して帰庁するまで常時携帯することや、受け取り後、速やかに帰庁し内容を確認するなど、紛失・盗難防止策を適切に行っている。

紙媒体の取扱いは、紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き厳格な運用管理に努めること。

## 3 操作履歴データの管理について

本システムでは、端末使用における操作時間や操作内容等の操作履歴を全て記録しており、データベースに関しては、いつどの情報にアクセスし、抽出したかについて確認することができる仕様となっている。さらに、操作

履歴データはアクセス制御により改ざんや削除ができないように安全管理措置が講じられている。引き続き定期的に操作履歴を確認するなど、適正な安全管理を図るとともに、リスク対策として有効な分析手法の検証に努めること。

#### 4 特定個人情報の正確性確保について

課税事務の適正な実施や納税義務者のプライバシー保護のためには、誤った情報により情報連携が実施されることがあってはならない。そのため、本システムに登録された情報の正確性確保は重要である。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が、社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の促進を図ることを目的に改正・施行されたことから、情報連携の拡大に伴い、情報の正確性確保の重要性も増していくものと考えられる。

については、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和 6 年 5 月 22 日デジタル庁）や他自治体における事例等も参考に、受付時の真正性確認や、正確な入力・確認作業のあり方について引き続き検証に努めること。

#### 5 評価書等の点検・整備・活用について

本件事務の開始までには期間があるため、事務開始までの間に評価書に記載した内容に変更が生じる場合は、評価書を速やかに修正・公表し、特定個人情報の取扱いについての透明性を高め、都民の信頼を確保するよう努めること。

また、評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

特に、情報連携等における特定個人情報の取扱いは、もっぱら行政機関内部の処理であることを踏まえ、システムフロー図等を活用し、納税義務者にとってよりの確で分かりやすい説明を行っていくよう努めること。

### 第 3 審議経過

年月日	審議経過
令和 7 年 7 月 29 日	諮問

令和7年8月1日から 同月7日まで	本評価書案概要説明・審議（第97回特定個人情報保護評価部会）
令和7年9月4日	審議（第98回特定個人情報保護評価部会）
令和7年9月18日	「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について答申

（答申に関与した委員の氏名）

神橋 一彦、田部井 彩、西貝 吉晃

【別表】

項番	事務名
1	あて名管理事務
2	個人事業税賦課事務
3	不動産取得税賦課事務
4	自動車税賦課事務
5	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）賦課事務
6	固定資産税（償却資産）賦課事務
7	事業所税賦課事務
8	都民税三割賦課事務
9	軽油引取税賦課事務
10	諸税賦課事務
11	収入管理事務
12	滞納整理事務
13	情報連携事務